

道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例

(平成26年2月18日条例第4号)

別に定めるもののほか、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項については、千歳市職員等の旅費に関する条例（昭和28年千歳市条例第19号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市の機関」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。